

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	15 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 45 年 3 月に結婚するまでは、母が私の国民年金保険料を納付してくれていたが、結婚後は国民年金に任意加入し、私が自宅に来る集金人に保険料を納付していた。この間、未納の指摘は一度もなかったのに、「ねんきん特別便」では、46 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間の二つの期間が未納とされていた。

年金事務所で調査してもらったところ、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間については、納付事実が確認できたとして記録を訂正されたが、申立期間は納付が確認できないとの回答であり、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された当時の昭和 43 年 7 月から 60 歳期間満了まで、納付を要する国民年金被保険者期間において、申立期間以外は国民年金保険料を完納するとともに、結婚後の任意加入手続、第 3 号被保険者の資格取得及び資格喪失手続も適切に行われており、結婚後における申立人の年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は 3 か月間と短期間である上、その前後の期間は国民年金保険料を現年度納付しているほか、申立人は、結婚以来、住所もその夫の勤務先も同じであり、専業主婦として生活環境に特段の変化はなかったと陳述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から同年11月まで

私は、会社を退職してしばらくたった昭和39年頃、親に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は自宅に来る集金人に納付し、国民年金手帳に領収印を押してもらっていた。当時、保険料は月額100円と安かったことを覚えている。

当時の国民年金手帳は回収されたので、現在は所持していないが、申立期間を納付済期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年6月12日に国民年金に任意加入するとともに、国民年金被保険者期間において未納とされている期間は申立期間のみであり、ほかに付加年金にも加入するなど、申立人の納付意識の高さ及び年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

また、申立期間当時における国民年金保険料の納付方法及び保険料月額は、申立人の記憶と一致していることなどを踏まえると、6か月と短期間であり、かつ、納付意思を有して行われる任意加入当初の申立期間の保険料について、申立人が納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から58年3月まで

私は、昭和56年12月に勤めを辞めて、A市の実家に戻った。翌57年2月頃に子供が病気で小児科の医院にかかった時、健康保険被保険者証がなかったため、医院の人から国民健康保険の加入手続を行うように言われて、その日の午後に市役所で国民健康保険の加入手続を行った。その際、併せて国民年金の加入手続と児童扶養手当の受給手続も行い、遡って国民年金保険料を納めたように思う。加入後の保険料は、父親が家に来る集金人に納めてくれていた。また、納付書が家に郵送されてきて父親に渡した記憶があるので、その保険料については、父親が納付書により銀行等で納付したはずである。

ところが、ねんきん定期便によると、申立期間が未納とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、申立人がA市に居住していた期間の保険料を納付していたとするその父親は、昭和52年1月に任意加入して以降、60歳に達するまで、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立人及びその父親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金への加入手続は、昭和58年7月頃に行われたものと推認され、申立期間の16か月については、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間となる。

さらに、申立人は、加入手続を行った以降において自宅に納付書が郵送され

てきて、これをその父親に渡した記憶があるとしているところ、申立期間当時社会保険事務所（当時）は、過年度の未納期間について納付書を送付したとしており、納付意識の高い申立人の父親が、当該納付書により国民年金保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

昭和57年以降、詳細な時期は覚えていないが、国民年金保険料が納付できない場合に、一定の要件を満たせば納付を免除してもらえることを知ったので、国民年金に加入し、私が夫婦の免除申請の手続を一緒に行ったはずである。

しかし、最近になって、夫婦の年金記録を見ると、申立期間について、妻が免除期間とされているのに対し、私については未納期間とされていることを知った。

私は、昭和56年に妻と結婚し、当時は、夫婦で自営業を営んでおり、妻だけ免除申請をすることは有り得ないので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和59年10月11日に払い出されていることが確認でき、その後、同市において、同年12月10日に手帳記号番号が払い出されている申立人の妻と一緒に免除申請手続を行うことは可能であったものと考えられるところ、申立人の妻は、申立期間については免除期間となっていることがオンライン記録により確認できる。

また、A市保存の申立人及びその妻に係る国民年金被保険者名簿を見ると、夫婦の名簿は、いずれも国民年金手帳記号番号が払い出されたときに作成され、そこに記載されている住所は同一であることが確認できることから、免除申請手続当時、申立人及びその妻は同一の世帯であったものと推認できる。

さらに、通常、国民年金保険料の免除申請に係る審査は、世帯単位の所得で行われていたことを勘案すると、夫婦の免除申請を行ったとする申立人が、その妻のみの手続を行い、自身の手続を行わなかったことは考え難く、また、申立人のみが免除を認められなかったとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 6147

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月及び同年7月

昭和51年4月末に会社を退職し、同年5月からA市でB業務従事者として働き始めた後、しばらくして、母の勧めもあって同市役所で国民年金に加入した。

加入後は、自宅に送付されてきた納付書を使用して、通勤路にある銀行で国民年金保険料を納付した。

また、時期は不明であるが、口座振替で国民年金保険料をきちんと納付するよう手続をした。

口座振替後は、残高不足等で国民年金保険料を納付できなかった期間については、必ず、後日送付されてきた納付書を使用して、銀行で保険料を納付した。

詳細には覚えていないが、申立期間当時の国民年金保険料は、5,000円程度であったと思う。

申立期間に係る国民年金保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和51年5月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、52年8月に払い出されており、また、同市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、作成日が同年6月30日となっており、この時期に加入手続が行われたと考えられ、この手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、国民年金手帳記号番号の払出以降の国民年金保険料については、申立



期間を除き未納は無く、また、過年度納付により保険料未納期間の解消に努めるなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、A市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、昭和53年6月から口座振替による国民年金保険料の納付が開始される旨の記載が確認できるところ、申立人は、口座振替手続後、残高不足等で保険料を納付できなかった場合には、後日送付されてきた納付書を使用して銀行で保険料を納付したと陳述している。

この点、A市は当時の国民年金保険料の口座振替について、保険料が振替不能となった場合、i) 被保険者の自宅に督促状を同封した現年度納付書を送付していたこと、ii) 納付書は、2か月ないし3か月以内には被保険者の手元に届くよう送付していたこと、iii) 当該納付書での収納の取扱いは銀行のみであったことなどを説明しており、申立人の陳述と符合する。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料額について、5,000円程度であったとしているところ、A市では、当時、2か月単位での保険料収納を行っており、当時の2か月分の保険料合計は5,460円で金額もおおむね一致する上、申立期間は2か月と短期間であることを踏まえると、納付意識の高い申立人が保険料納付の督促を受けながら、これを放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社から子会社であるC社へ転籍した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の辞記（辞令）、雇用保険の加入記録、複数の元従業員の陳述及び申立人と同時期にA社の他営業所からC社へ異動した複数の者の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間もA社B営業所に継続して勤務し（昭和36年7月1日にA社B営業所からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和36年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和36年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年10月4日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から53年10月1日まで  
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間の給与支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録については、i) 申立人提出の給与支払明細書により、申立人は、申立期間において17万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる、ii) 事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる等として、既に当委員会で決定したあっせん案に基づき、平成23年10月4日付けで総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかし、当該あっせん後に、A社において申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬決定通知書(昭和52年8月11日付けで社会保険事務所(当時)が受付。)が保管されていたこと、及び当該通知書により、同社が申立人の申立期間における標準報酬月額を17万円に相当する額として届け出していた事実が判明したことから、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録を17万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和31年10月22日に、資格喪失日に係る記録を32年7月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月22日から32年7月19日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社退職時の失業保険被保険者離職票を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の失業保険被保険者離職票から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員が、「当時、パート及びアルバイトはおらず、全員社員であった。」と陳述しており、そのうちの一人は、「入社したら全員正社員になり、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入した。」と回答している。

さらに、複数の従業員が、「勤務時間は午前8時から午後5時までで、日曜・祝日が休みだった。」旨陳述しているところ、当該勤務時間については、申立人の陳述とも一致する上、前述の離職票によると、申立人が同社を離職する前6か月間（離職月は除く。）における1か月当たりの平均労働日数は、約25日であったことが確認できることから、申立期間当時、申立人の勤務実態は、

同社で厚生年金保険の被保険者記録がある他の従業員と同様のものではなかったと考えられる。

加えて、前述の離職票によると、申立人がA社を離職する前6か月間（離職月を除く。）における平均賃金月額、約5,800円であるところ、当該月額は、前述の被保険者名簿において、申立人が失業保険の被保険者資格を取得した昭和31年10月22日と同日付けで厚生年金保険被保険資格を取得している女性従業員19人全員の標準報酬月額6,000円（申立期間を通じて同額）と、極めて近似している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記女性従業員の標準報酬月額から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明であるとしているが、A社に係る前述の被保険者名簿に健康保険整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年10月から32年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月30日から同年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社から関連会社であったB社に異動した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社及び関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和35年12月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管しておらず不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和35年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和28年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から同年11月1日まで

年金事務所に父の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、父がA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、父が同社D営業所から同社C営業所に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和28年9月1日にA社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和28年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得な

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年1月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年10月1日から7年9月30日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年10月から6年10月までは34万円、同年11月は30万円、同年12月から7年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から7年9月30日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が、所持する給与明細書で確認できる給与支給額及び保険料に見合う標準報酬月額より低い金額となっている。

給与明細書を提出するので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成4年1月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、34万円と記録されていたところ、同年10月13日付けで、同年1月1日に遡って11万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人提出の給与明細書を見ると、申立期間における申立人の給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも当該減額訂正処理が行われる前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、当時、A社には、申立人以外に6人の被保険者が確認できるところ、

事業主を除く5人は、いずれも申立人と同様に平成4年10月13日付けで、同年1月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

加えて、不納欠損整理簿によると、A社は、平成12年9月時点において、厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる上、申立人及び同僚は、「申立期間当時から仕事量が激減し、経営状況が悪化していた。」と陳述している。

また、A社に係る商業登記簿によると、申立人が同社の役員に就任していた事実は確認できない上、複数の同僚からは、「申立人は社会保険事務に関与していなかった。」旨陳述が得られた。

これらを総合的に判断すると、平成4年10月13日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実に即したものと考へ難く、また、申立人について、同年1月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額訂正処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成4年10月1日から7年9月30日までの期間について、当該遡及減額訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成4年10月1日）において、申立人の標準報酬月額は11万円と記録されているところ、当該決定については、遡及減額訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

一方、申立期間のうち、平成4年10月1日から7年9月30日までの期間についても、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出のA社における給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成4年10月から6年10月までは34万円、同年11月は30万円、同年12月から7年8月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に文書で照会したものの、回答は得られなかったが、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、上記の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年7月1日から同年9月1日までの期間及び9年11月1日から11年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、8年7月及び同年8月は36万円、9年11月から11年3月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から12年1月26日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が、私が所持している給与明細書で確認できる給与支給額及び保険料額に見合う標準報酬月額より低い金額となっている。

給与明細書を提出するので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年7月1日から同年9月1日までの期間及び9年11月1日から11年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出のA社における給与明細書において確認できる厚生年金保険

料控除額から、8年7月及び同年8月は36万円、9年11月から11年3月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に文書で照会したものの、回答は得られなかったが、上記の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年9月1日から9年11月1日までの期間及び11年4月1日から12年1月26日までの期間については、上記の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年3月1日から19年8月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年3月は28万円、同年4月から16年6月までは36万円、同年7月から同年10月までは38万円、同年11月から17年1月までは36万円、同年2月から19年7月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年12月26日、16年8月11日、同年12月25日、17年8月11日、同年12月26日、18年8月11日及び同年12月26日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月26日は28万5,000円、16年8月11日は30万円、同年12月25日は27万8,000円、17年8月11日は26万6,000円、同年12月26日は28万円、18年8月11日は28万5,000円、同年12月26日は27万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年3月1日から19年8月31日まで  
② 平成15年12月26日  
③ 平成16年8月11日  
④ 平成16年12月25日  
⑤ 平成17年8月11日

- ⑥ 平成 17 年 12 月 26 日
- ⑦ 平成 18 年 8 月 11 日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 26 日

年金事務所において厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に係る標準報酬月額記録が給与支給額より低く記録されている。

私が所持している明細書及び給料台帳では、給与支給額及び保険料控除額が確認できるので、申立期間①の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

また、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に未届けとなっているが、私が所持する明細書及び給料台帳等によると、賞与から保険料が控除されているので、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された明細書及び給料台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成15年3月は28万円、同年4月から16年6月までは36万円、同年7月から同年10月までは38万円、同年11月から17年1月までは36万円、同年2月から19年7月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、上記明細書及び給料台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の明細書及び給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は給与支給額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立人は、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間における標準賞与額については、申立人提出の明細書、給料台帳、給与所得の源泉徴収票及びA社提出の「(申立人) 給料明細」において確認できる保険料控除額又は賞与支給額から、平成 15 年 12 月 26 日は 28 万 5,000 円、16 年 8 月 11 日は 30 万円、同年 12 月 25 日は 27 万 8,000 円、17 年 8 月 11 日は 26 万 6,000 円、同年 12 月 26 日は 28 万円、18 年 8 月 11 日は 28 万 5,000 円、同年 12 月 26 日は 27 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 15 年 12 月 26 日、16 年 8 月 11 日、同年 12 月 25 日、17 年 8 月 11 日、同年 12 月 26 日、18 年 8 月 11 日及び同年 12 月 26 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年5月31日から27年7月18日までの期間について、申立人の申立てに係る事業所における船員保険被保険者の資格喪失日は、同年7月18日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月31日から27年7月18日まで  
② 昭和27年8月30日から28年9月8日まで  
③ 昭和28年12月15日から同年12月23日まで  
④ 昭和28年12月23日から29年10月6日まで

船員保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらったが、私が所持する船員手帳及び昭和44年頃に作成した「乗船履歴書」によると、申立期間①については、「A船」に乗り、申立期間②、③及び④については、「B船」に乗っていたことが確認できるので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人提出の船員手帳等の記録から判断すると、申立人は、申立期間も継続して「A船」に乗り、C業務従事者として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人は、昭和24年4月1日に船員保険被保険者資格を取得し、同年5月31日に被保険者資格を喪失したものとされている。

ところで、申立人に係る船員保険被保険者台帳(旧台帳)によると、昭和24年4月1日から同年5月31日までの期間における適用事業所名称は、D保険協会であったものと推認できるところ、当該被保険者期間に係る船員保険被保険者名簿は見当たらず、日本年金機構は、「該当する被保険者名簿が見当たら



ない理由は不明である。」と回答している。

一方、上記被保険者台帳とは別の被保険者台帳が存在しているところ、当該被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和 24 年 4 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得したことが確認できるものの、資格喪失日は記載されていないなど、社会保険事務所(当時)における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る船員保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、同名簿の焼失等の可能性が考えられるが、同名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も同名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る船員保険の加入記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を防げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における船員保険被保険者の資格喪失日は昭和 27 年 7 月 18 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 53 条の規定に準じ、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険及び船員保険の加入記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間②及び④について、申立人提出の船員手帳によると、申立人の「B 船」における申立期間②の雇入日は昭和 27 年 8 月 30 日、雇止日は 28 年 9 月 8 日、申立期間④の雇入日は同年 12 月 23 日、雇止日は 29 年 10 月 6 日と記載されていることから、申立人は、当該期間において同船舶に乗船し、E 業務従事者として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立人が「B 船」の船舶所有者及び船長であったとして氏名を挙げた者が、船員保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、「B 船」に係る旧船舶原簿謄本によると、同船舶は、F 社を船舶所有者として昭和 27 年 8 月 20 日に登録され、29 年 12 月 16 日に抹消されていることが確認できるものの、同社が船員保険の適用事業所であったとする記録も

見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時、一緒に「B船」に乗っていたとする船長の被保険者記録について調査したが、申立期間中の船員保険被保険者記録は見当たらず、また、同人の所在も不明であるため、申立人の申立期間における保険料控除の状況について事情照会することができない。

このほか、申立人が申立期間②及び④において、事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

次に、申立期間③について、申立人提出の船員手帳によると、申立人の「B船」における申立期間の雇入日は昭和28年12月15日、雇止日は同年12月23日と記載されていることから、申立人は、当該期間において当該船舶に乗船し、E業務従事者として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立人が「B船」の船主及び船長であったとして氏名を挙げた者が、船員保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、前述の旧船舶原簿謄本によると、当該船舶は、F社を船舶所有者として昭和27年8月20日に登録され、29年12月16日に抹消されていることが確認できるものの、同社が船員保険の適用事業所であったとする記録も見当たらない。

なお、年金事務所の記録において、上記のF社と事業所名称が類似し、申立人が「B船」の船籍港であったとする地域において、G社（後に、F社に名称変更）が船員保険の適用事業所であったことが確認できたことから、同社に事情照会したものの、現在の事業主は、「私は平成2年頃にF社を買収したが、買収前の資料を保存していないため、所有していた船舶名称及び船員保険の加入については、不明である。」と回答している上、同社に係る船員保険被保険者名簿から所在が判明した者に事情照会したものの、回答は得られず、G社又はF社における船員保険の適用状況及び申立人の申立期間における船員保険料の控除の状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間当時、一緒に「B船」に乗っていたとする船長の被保険者記録について調査したが、申立期間中の船員保険被保険者記録は見当たらず、また、同人の所在も不明であるため、申立人の申立期間における保険料控除の状況について事情照会することができない。

このほか、申立人が申立期間③において、事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成6年10月から8年9月までは36万円、同年10月から14年12月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月13日から15年1月1日まで

A社でB業務従事者として勤務していた申立期間の標準報酬月額が、年金事務所において18万円と記録されており、実際の給与額よりも低くなっている。当時の給与額は36万円以上であり、一貫して毎月2万9,700円の厚生年金保険料が控除されていたと思う。給与支払明細書は残っていないが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額が18万円と記録されているが、実際の給与額は36万円以上であり、一貫して毎月2万9,700円の厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と主張しているところ、申立期間当時の事業主は、「申立人には、36万円以上の給与を支給する約束で入社してもらった。また、入社当初から、毎月2万9,700円の厚生年金保険料を控除していた。」と陳述しており、申立人の主張と符合する。

また、申立人と同職種かつ同年代の同僚で、申立人と同じく申立期間当時の標準報酬月額が18万円と記録されている者二人から提出のあった給与支払明細書を見ると、給与額はおおむね36万円以上であり、保険料控除額は一律2万9,700円であることが確認でき、当該二人は、「A社勤務時の給与額は、入社当初から毎月ほぼ同額の36万円であった。同じB業務従事者であった申立人の給与額も、同額程度であったと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において毎月2万9,700円の厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、その給与額は36万円以上であったことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が申立期間に給与から控除されていたと認められる保険料額（2万9,700円）及び報酬月額から、平成6年10月から8年9月までは36万円、同年10月から14年12月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人について、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たとしている上、保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額等に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和61年10月1日から平成6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和61年10月から62年9月までは38万円、同年10月から63年9月までは41万円、同年10月から平成元年9月までは44万円、同年10月から2年9月までは47万円、同年10月から4年9月までは50万円、同年10月から6年9月までは53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から13年6月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録を、当該期間のうち、6年10月は53万円、同年11月から8年9月までは47万円、13年3月から同年5月までは56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成6年10月1日から8年10月1日までの期間及び13年3月1日から同年6月1日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から平成13年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されている。私は申立期間当時、同社の役員であったが、社長から退職前に初めて、「会社の業績が悪く、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所の指導で役員の過去の標準報酬月額を下げた。」と聞いた。納得がいかないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成3年10月1日から6年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、3年10月から4年9月までは50万円、同年10月から6年9月までは53万円と記録されていた

ところ、5年11月10日付けで遡って8万円に引き下げられている。

また、申立期間のうち、昭和61年10月1日から平成3年10月1日までの期間に係る標準報酬月額についても、昭和61年10月から62年9月までは38万円、同年10月から63年9月までは41万円、同年10月から平成元年9月までは44万円、同年10月から2年9月までは47万円、同年10月から3年9月までは50万円と記録されていたところ、7年4月4日付けで遡って8万円に引き下げられている。

しかし、申立人提出の給料支払明細書を見ると、申立人の当時の給与額及び保険料控除額は、おおむね訂正前の標準報酬月額に基づく保険料額と一致している。

また、申立人のほかにも事業主を含む複数の者が、申立人と同日付けで、遡って標準報酬月額を引き下げられている。

さらに、A社に係る滞納処分票を見ると、当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認でき、事業主は、「当時、厚生年金保険料を滞納していたので、社会保険事務所に相談したところ、役員の標準報酬月額を遡って下方修正することを助言され、そのとおりに行った。」旨陳述している。

加えて、事業主は、「申立人は、社会保険の手続及び経理を担当していたわけではないが、標準報酬月額の見直し及び訂正を行う際には、申立人を含む全役員にこのことを説明し、理解してもらっていた。」旨陳述しているが、申立人のほか、別の役員であった者も、「私の標準報酬月額も低くされているが、このことについて事業主から説明は無かった。」旨陳述しており、申立人が当該遡及訂正に関与していた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、平成5年11月10日付け及び7年4月4日付けで行われた2回の遡及訂正処理は事実上即時のものとは考え難く、申立人の標準報酬月額を昭和61年10月1日及び平成3年10月1日に遡って引き下げる処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和61年10月から62年9月までは38万円、同年10月から63年9月までは41万円、同年10月から平成元年9月までは44万円、同年10月から2年9月までは47万円、同年10月から4年9月までは50万円、同年10月から6年9月までは53万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日及び7年10月1日）に係る処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

次に、申立期間のうち、平成6年10月1日から13年6月1日までの期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基

づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、当該期間のうち、平成6年10月は53万円、同年11月及び7年2月から8年9月までの期間は47万円、13年3月から同年5月までは56万円とすることが妥当である。

また、平成6年12月及び7年1月については、給料支払明細書など保険料控除額等を確認できる資料は無いが、当該期間の前後の月の保険料控除額及び給与額が同額であるため、当該期間も前後の月と同額の保険料控除額及び給与額であったことが推認できることから、当該期間の標準報酬月額も前後の月と同額の47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の報酬月額を実際の額よりも低く社会保険事務所に届け出ていることを認めている上、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年10月1日から13年3月1日までの期間については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月1日から60年10月1日まで

ねんきん定期便により、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、その前後の期間に比して大幅に低い記録となっていることが分かった。給与明細書は保存していないが、同社に勤務した期間は病気などによる長期欠勤及び減給処分を受けるようなこともなく、給与が下がった覚えもない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、B社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書写しにおいて確認できる報酬月額から判断すると、申立人は申立期間に係る算定対象月（昭和59年5月から同年7月まで）において、26万円に相当する報酬月額であったことが確認できる。

また、上記の決定通知書写しには、申立人の標準報酬月額を、一旦、9万2,000円で届け出た後に28万円と書きなおした事跡が確認できるところ、B社は、「当時の担当者は退職しているため経緯は分からないが、当該決定通知書写しの記載によると、申立人の給与からは、28万円の標準報酬月額に相当する保険料を控除していたと思われる。」旨回答している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及



び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出に係る手続に事務過誤があったことを認めていることから、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年4月1日から17年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成17年9月1日から19年6月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月1日から19年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成16年4月から19年5月までの期間に係る標準報酬月額が、実際に支払われた報酬月額と大きく異なっていることが分かった。当該期間は、直前の給与額と同額程度の給与額が支払われていたため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成16年4月1日から17年9月1日までの期間について、オンライン記録によると申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、16年12月13日付けで同年4月1日に遡って19万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録を見ると、A社において申立期間に被保険者記録のある者のうち、申立人の遡及減額訂正処理が行われた平成16年12月13日時点で記録がある従業員7人（申立人を除く。）全員の標準報酬月額が、申立人と同日付けで同年4月1日まで遡って大幅に減額訂正処理されている

ことが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票を見ると、同社は平成6年頃から厚生年金保険料を滞納し始め、16年12月10日の欄には、同社の事業主の妻と社会保険事務所職員との間で、保険料の納付について協議を重ねていたことが確認できる。

加えて、B市提出の申立人に係る平成17年度（平成16年分）及び18年度（平成17年分）のA社作成の「給与支払報告書（個人別明細書）」によると、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額は、いずれも標準報酬月額34万ないし36万円に相当する金額であったことが推認される。

なお、元事業主の妻は、「申立人は、C業務をしており、事務関係には全く関係していなかった。」旨回答していることから、申立人は社会保険事務には関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成16年12月13日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について同年4月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額訂正処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間のうち、同年4月から17年8月までの期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

一方、当該遡及訂正処理を行った日以降、平成17年9月1日及び18年9月1日の定時決定において、申立人の標準報酬月額は19万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、申立期間のうち、平成17年9月1日から19年6月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人から給与明細書等の資料提出は無いものの、上述のB市提出の申立人に係る平成18年度（平成17年分）及び19年度（平成18年分）給与支払報告書及び申立人に係る「雇用保険受給資格者証」から、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額は、いずれも標準報酬月額34万円ないし36万円に相当する金額であったことが推認される上、申立人及び事業主の妻は、「申立人の勤務形態及び報酬月額については、その前後の月と変化はなかった。」旨陳述していること、及び元従業員二人が提出した給与明細書において、平成16年9月の定時決定における標準報酬月額に相当又はそれ以上の標準報酬月額に相当する報酬月額及び保険料控除額が確認又は推認できることなどを踏まえて総合的に判断すると、当該期間は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料が給与から控除されていることが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成17年9月から19年5月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主の妻は、事業主も既に亡くなっており、A社も倒産しているため不明としているが、上述のB市提出の申立人に係る「給与支払報告書」から推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことなどから、事業主は、申立人について、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和60年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月30日から同年11月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、昭和55年4月1日から現在に至るまでC社及び同社の関連会社に継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社提出の人事記録並びに同社の関連会社であるA社B営業所及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の双方に氏名が確認でき、申立期間において当該2事業所での給与計算事務を継続して担当したとする同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間を含めてC社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和60年11月1日にA社B営業所からD社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和60年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B営業所は、昭和60年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間には適用事業所

としての記録が無い。しかし、同社B営業所に係る前述の被保険者名簿から、同年9月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できる元従業員のうち、申立人及び同僚4人の雇用保険の加入記録から、当該5人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できることから、申立期間において同社B営業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成20年8月28日及び同年12月28日の標準賞与額に係る記録を55万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月28日  
② 平成20年12月28日

年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、平成20年8月28日及び同年12月28日に支給された賞与において、55万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年8月28日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成20年8月28日及び同年12月28日の標準賞与額に係る記録を40万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月28日  
② 平成20年12月28日

年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、平成20年8月28日及び同年12月28日に支給された賞与において、40万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年8月28日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成20年8月28日は55万5,000円、同年12月28日は55万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月28日  
② 平成20年12月28日

年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、平成20年8月28日は55万5,000円、同年12月28日は55万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年8月28日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成20年8月28日及び同年12月28日の標準賞与額に係る記録を26万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月28日  
② 平成20年12月28日

年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、平成20年8月28日及び同年12月28日に支給された賞与において、26万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年8月28日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成20年8月28日及び同年12月28日の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月28日  
② 平成20年12月28日

年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、平成20年8月28日及び同年12月28日に支給された賞与において、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年8月28日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成20年8月28日及び同年12月28日の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月28日  
② 平成20年12月28日

年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、平成20年8月28日及び同年12月28日に支給された賞与において、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年8月28日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成4年3月まで

私の国民年金保険料は、昭和62年10月から現在に至るまで、父が自身名義の預金口座から一度も欠かさずに自動振替してくれている。

「ねんきん特別便」によると、私は昭和62年10月から国民年金に加入しているのに、申立期間に納付記録が無いことは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金法によると、第1号被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入手続の時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況及び申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の作成日から、平成4年7月頃に加入手続が行われたものと推定され、昭和62年10月まで遡って第1号被保険者の資格を取得していることが、同被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる上、その資格取得日は、申立人が所持する年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」とも一致している。この場合、当該加入手続が行われた当時において、申立期間のうち一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間の保険料については過年度保険料であり、現年度保険料しか取り扱わない同市の口座振替制度を利用して納付することはできない。

また、申立人の国民年金保険料を口座振替により納付してくれているとするその父親は、申立人の加入手続を行った具体的な時期はよく覚えていないが、加入当初から口座振替により保険料を納付していると陳述しているところ、A

市の被保険者名簿によると、申立人の加入手続が行われたとみられる時期の約2か月後である平成4年9月22日に、口座振替手続を行ったことが記載され、同年11月から口座振替により保険料の納付を開始していることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の父親の記憶は申立期間直後の記憶である可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の父親が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は4年間以上に及び、金融機関を通じて行われる口座振替による保険料の納付記録が、これほどの長期間にわたり連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(預金通帳、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 6149

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から55年3月まで  
私が結婚し、妻と同居を始めた昭和55年3月頃、母の勧めで妻がA市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。  
妻は加入後まもなく、遡って特例納付し、その時は私の分まで特例納付するかどうか迷っていたが、妻が特例納付して1か月近くたった頃に、将来のためにと思い私の分も妻の時と同様に、B市にある郵便局で一括して特例納付してくれた。  
妻は加入期間全て納付済みとされているのに、私の申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況から、昭和55年4月頃に夫婦一緒に加入手続が行われたものと推定され、申立人の妻については、第3回目の特例納付実施期間の最終月である同年6月に国民年金保険料を遡って特例納付を行い、その後続する期間については、同年11月に過年度納付していることが申立人の妻の特殊台帳により確認できる。

しかしながら、申立人の妻に改めて当時の事情を聴取したところ、妻自身の国民年金保険料を遡って納付し、その後、1か月近くたった頃に申立人の保険料を同様に一括して納付したと主張する以外に、申立人の妻からは自身の分を含めて当時の納付書の入手方法及び納付金額等について、具体的な陳述を得ることができないことから、納付状況は不明である。

また、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から昭和50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から昭和50年5月まで

私は、会社を退職した昭和49年3月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間当時は、B社に勤務していたが、まだ厚生年金保険がなかったの  
で、A市役所で国民年金保険料を納付していた。

申立期間に納付記録がないかよく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職直後の昭和49年3月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人のオンライン記録を見ると、申立人の公的年金記録は、厚生年金保険被保険者期間のみであり、国民年金被保険者の記録は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、申立内容のとおり、昭和49年3月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、基礎年金番号に設定された申立人の厚生年金保険被保険者記号番号以外に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人に国民年金の加入手続及び納付状況について詳しく事情を聴取しようと、電話及び文書により何度も接触を試みたが、申立人からは回答が得られず当時の状況を確認できないほか、申立人は、申立期間については、先



に年金記録確認第三者委員会に対して、厚生年金保険の被保険者期間であるとして申し立てていたことと矛盾している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から53年3月まで

時期は定かではないが、私は、母から「私の国民年金については、遡って保険料を納付しておいたので、当初から国民年金に入っていることになっている。」と聞いたことを覚えている。

それなのに、被保険者記録照会回答票では、申立期間が未納期間とされているのでよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金法によると強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期等から、昭和53年12月頃に加入手続が行われたものと推定され、申立人が46年\*月まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録等により確認できる。

この場合、当該加入手続が行われた当時は第3回目の特例納付実施期間中であり、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能であるが、申立人は、国民年金の加入手続及び加入当時の保険料の納付に関与していないとし、これらを行ってくれたとする申立人の母親からは、「20歳まで遡って保険料を納付しておいた。」ということ以外何も聞かされていない上、その母親も現在は高齢等のため当時のことは覚えていないとしていることから、具体的な納付方法及び納付金額等については不明である。

また、申立人の当該加入手続が行われた当時の年齢は27歳であり、これ以降60歳期間満了まで国民年金保険料を納付することで年金受給資格期間であ

る 25 年を十分確保できる状況にあることから、申立期間の保険料を遡って納付しなければならない差し迫った理由は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無い上、申立期間当時、申立人と同じ敷地内に居住していたとするその兄に申立人に係る当時の納付状況等について事情を聴取したところ、全く覚えていないと陳述しているほか、申立人の母親は厚生年金保険の加入期間を有するのみであり、既に亡くなっている申立人の父親も国民年金を含めて年金の加入実績が無いなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年11月まで

平成7年5月頃、いきなりA市の実家に納付書が送付されてきたので、慌てて母が納付書に記載された30万円ぐらいの金額を、B銀行（現在は、C銀行）D支店で一括して納付してくれた。

その後、ねんきん定期便が届いた際、母が納付してくれた期間の一部が未納となっていることに気がついた。

納付済みとされている申立期間後の期間についても、母が申立期間の国民年金保険料と一緒に一括して納付してくれたのに、年金事務所の記録では数回に分割して納付した記録となっており、おかしいと思うのでよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年5月頃、いきなりA市の実家に納付書が送付されてきたと申し立てているところ、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の第3号被保険者の該当処理日等から、申立人が結婚し、同市からE市に転居後の同年12月頃に加入手続が行われたものと推定されることから、申立期間は、加入手続前の期間であり、結婚前にA市の実家へ国民年金保険料の納付書が送付されることは考え難い。

また、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間直後の平成5年12月の国民年金保険料を、時効成立直前の8年1月31日に過年度納付していることが確認できることから、当該納付日時点において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が、申立内容のとおり、申立人の結婚前に申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必

要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立人も現在所持する年金手帳以外に手帳を受け取った記憶はないと陳述しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 6153 (事案 5619 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成15年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年2月

私は、過去に2度転職したが、前回の年金記録確認第三者委員会への申立てでは、その都度、自宅に送付されてきた納付書をA社会保険事務所(当時)の2階受付窓口を持参して、元妻の分と一緒に国民年金保険料を納付したのに、申立期間は、元妻が納付済期間であり、私に納付記録が無いことは納付できないとして、申立てを行ったが納付を認められなかった。

しかし、会社を退職すると、市営住宅の関係でそのことを市役所に報告する必要があるため、2度目の会社を退職後すぐに、元妻と一緒にB市役所に出向いて、市営住宅の窓口で「会社を退職した旨の報告」を行った後、国民健康保険の加入手続など必要な一連の手続とともに、国民年金の加入手続を行い、後日、送付されてきた納付書で確実に国民年金保険料を納付したことを思い出した。

領収証書等の証拠が無いというだけで、納付した申立期間の1か月分の国民年金保険料が年金記録に反映されないことは、今まで真面目に納付してきたことを否定されているようで、私の気持ちが収まらない。

もう一度審議の上、納付済期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立期間の保険料と一緒に納付したとする申立人の元妻も直接保険料の納付を要しない第3号被保険者のままである上、申立人は、国民年金への切替手続の状況等について記憶が曖昧であることなどから、申立人の2度目の転職当時においては、申立人及びその元妻共に国民年金の切替手続が行われな

かったものとするのが自然であり、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年4月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、2度目の会社を退職後すぐに、申立人及びその元妻と一緒にB市役所に出向き、市営住宅の窓口で「会社を退職した旨の報告」を行った後、国民健康保険の加入手続など必要な一連の手続とともに、国民年金の加入手続を行ったことを思い出したと主張しているところ、同市役所では、市営住宅に関する業務としては、総務課で入居申込書の配布を行うのみであり、それ以外の業務を取り扱う窓口は無いとしているほか、国民健康保険についても、申立期間を含め同市における申立人の加入実績は無いとの回答を得ており、申立人の主張と符合しない。

また、申立人に市役所におけるこれら一連の手続に関して、その内容を詳しく聴取したが、いずれも申立人から具体的な陳述を得ることができないなど、申立人の今回の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 6154

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から51年8月まで

私は、A市に転入するまでの間、B県で働いていたが、住民票は実家のC市(現在は、D市)に置いていたので、実家の両親にお金を預けて国民年金保険料を納付してもらっていた。

A市に転入後、昭和44年に結婚してE市に転居してからは、私自身が国民年金保険料を同市役所で納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年に結婚してE市に転居してからは、申立人自身が同市役所において国民年金保険料を納付してきたと申し立てているところ、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間途中の48年7月14日にF市からE市に住所を異動したことが記載されているが、F市を管轄するG社会保険事務所(当時)からE市を管轄するH社会保険事務所(当時)に当該台帳が移管されたのは、その7年後の55年7月16日であることから、この間、申立人に係る国民年金の住所変更手続きが適切に行われなかったものと推認される。このことについて、申立人は、「そう言えば、46年又は47年頃に数か月間、F市に住んだこともあったが、国民年金の住所変更手続きに関する記憶はなく、同市においては保険料を納付していないと思う。」と陳述している。

また、E市が申立人を国民年金被保険者として把握し、申立人の特殊台帳が移管された昭和55年7月当時において、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない上、申立期間は4年間以上に及び、これほどの長期間にわたり納付記録が連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から59年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年6月から59年3月まで  
申立期間当時は、夫婦と子供3人の5人家族である上、私が会社を退職して生活が苦しくなるので、私が夫の免除手続を行った。  
その時に私の分も同時に免除手続を行ったのに、申立期間は夫だけが免除とされ、私が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和39年4月から45年3月までの国民年金保険料は、結婚前のA市B区の実家において、39年10月に払い出された別の国民年金手帳記号番号により納付されており、これが判明し、現在の申立人の基礎年金番号に記録が統合されたのは平成16年3月であるとともに、結婚後の同市C区において、昭和47年4月に旧姓のまま不在被保険者として管理されたことが、当該手帳記号番号に基づく申立人の特殊台帳により確認できることから、当該手帳記号番号によって、申立人が申立期間当時の住所地であるD市において、申立期間の国民年金保険料を免除申請することは考え難い。

また、申立人の基礎年金番号として設定された国民年金手帳記号番号は、昭和59年10月にD市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この時点において、申立期間は、制度上、遡って免除申請できない期間である。

さらに、申立人は、申立人が会社を退職して生活が苦しくなるので、申立人の夫と同時に免除手続を行ったと申し立てしているところ、申立人が会社を退職し厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのは、申立期間の始まる昭和55年6月1日であるが、申立人の夫の当初における免除期間は、D市が夫に係るA市C区からの職権転入処理を行った直後の52年4月から開始されているこ

とが夫のD市における被保険者名簿及び特殊台帳により確認できることから、申立内容と符合しない。なお、申立人の45年3月から申立期間直前の55年5月までの厚生年金保険の加入期間は、61年1月になって判明し、このことにより、申立人の夫の当該期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間（いわゆる「カラ期間」）として遡って記録が訂正され、当初の免除期間のうち、52年4月から55年5月までの期間について免除が取り消されている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたことを示す関連資料（家計簿、メモ等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から57年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から57年11月まで  
結婚してからは、私が毎月銀行へ納付書を持参して夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。  
申立期間は夫が納付済みであり、私だけが未納とされているのでよく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和57年12月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間のうち、大部分の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間については、加入手続前の期間であり、保険料を遡って納付することとなるが、申立人は、夫婦二人分の保険料を毎月一緒に納付してきたので、申立人の保険料のみを遡って納付したことはないと陳述している。

また、申立人の夫は、結婚前の昭和48年1月に国民年金手帳記号番号が払い出され、結婚後の申立期間における国民年金保険料は納付済みであることから、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の保険料を毎月その夫の分と一緒に納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立人も年金手帳は現在所持する1冊のみであると陳述しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は6年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録のみが連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年3月まで

私は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していないが、生前の父の話では、私がB資格試験に合格した少し後に、A市役所から私の保険料を支払うように連絡が来た。こんなことで合格が取消しになったら大変だと慌てて、母を同市役所に行かせて国民年金の加入手続をし、保険料を納付したと聞いている。

また、申立期間の国民年金保険料を納付した時期及び期間についての母の記憶は定かでないが、私の国民年金の加入手続を行ったこと、及び過去の保険料を3回ないし4回に分割して、A市役所又は近くの金融機関で合計20万円以上の金額を納付したことは記憶している。

申立期間が未納の記録となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格について、オンライン記録を見ると、共済組合員資格を喪失した昭和62年4月3日に第1号被保険者資格を取得するまで、国民年金に加入した形跡が無く、申立期間は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、平成元年5月10日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、昭和59年10月にB資格試験に合格した少し後に、国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続について、「息子が研修中であった昭和

60年4月から62年3月までの2年間は、共済年金をかけていたと聞いたので、年金をきちんとしておかなければいけないと思い、研修期間が終わってから市役所へ相談に行ったと思う。」と陳述している。また、申立人の母親は、申立期間の保険料納付について、「遡って保険料を3回ないし4回に分けて、20万円以上の金額を納付したことは記憶しているが、納付期間については覚えていない。」と陳述しており、申立人のオンライン記録を見ると、申立人が共済組合員資格を喪失した後の昭和62年4月から同年9月までの保険料が平成元年7月に、昭和62年10月から63年3月までの保険料が平成2年1月に、昭和63年4月から同年9月までの保険料が平成2年7月に、昭和63年10月から平成元年3月までの保険料が3年1月にそれぞれ過年度納付されていることが確認でき、時効にかからず納付可能な期間の保険料が遡って順次納付されている上、これら過年度納付された保険料の合計額は18万1,200円とおおむね20万円に近い金額になることを踏まえると、申立人の母親が遡って分割し納付したとする保険料は、これらの期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から58年9月まで

申立期間当時、私は両親とA市に住んでいた。私は、昭和59年\*月に結婚したが、結婚が決まった頃に母から、「今までは、私が代わりに国民年金を支払ってきたが、結婚して所帯を持ったら自分で支払いなさい。」と言われて、母のB銀行又はC銀行の通帳を見せてもらったことを覚えている。

当時、母は自営業をしており、母が、自身、姉及び私の3人分の国民年金保険料を納めてくれていた。現在、母は高齢なので詳しいことは覚えていないが、私の保険料を納めていたことは覚えている。

母及び姉の国民年金保険料の納付記録は有るのに、母が私の手続だけをしなかったとは考えられないので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和60年5月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、51年9月頃に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、当該払出時点において、申立期間のうち、昭和51年9月から58年3月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできず、同年4月から同年9月までの保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は、結婚が決まった頃にその母親から銀行の通帳を見せてもらい、保険料納付の話聞いたと陳述する一方、通帳に記載されていた保険料額及びその内訳等の具体的なことは覚えていないと陳述している。

さらに、申立人は、その母親が自身、姉及び申立人の3人分の国民年金保険料を納付していたと陳述しているが、申立人の姉は、申立人が大学を卒業する

前の昭和 53 年 11 月に婚姻し別の市町村に転居していることから、申立てのように、申立人の母が 3 人分の申立期間の保険料を一緒に納付していたとは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親について、申立人は、その母親は高齢のため当時の納付状況等を明確に記憶していないと陳述しており、申立期間の保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、申立人の当時の住所地である A 市を管轄していた社会保険事務所（当時）が保管していた、昭和 50 年から 60 年までの国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から46年3月まで

私は、昭和40年1月15日に兄の仕事を手伝うために、A市B区の兄の店に引っ越した。その後、同年3月又は同年4月頃に母親がA市に来たとき、母親から「国民年金の納付書が届いたよ。手続きして私の分と一緒に保険料を納めておいたよ。」と聞かされた。このため、兄の家の住所地であるB区へ住民票を移した41年5月9日より前の期間の国民年金保険料については、母親が納付してくれたと思う。

また、B区へ住民票を移した時に、国民年金保険料の納付について兄と相談した結果、私の保険料は兄が負担し納付してくれることになったので、昭和41年5月以降の保険料は兄が納付してくれたはずである。

しかし、申立期間が未納とされており納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和39年12月から41年4月までの期間（以下「申立期間①」という。）について、申立人は、その母親が40年1月から同年4月頃までの間に、C市で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年10月にA市B区を管轄するD社会保険事務所（現在は、E年金事務所）で払い出されていることが確認でき、申立人の加入手続きはこの頃に行われたものと推認され、申立内容と一致しない上、この時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オ

ンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、C市を管轄する社会保険事務所（当時）が保管していた国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それらを申立人に代わって行ったとするその母親は既に亡くなっていることから、当該期間における加入状況及び納付状況が不明である。

2 申立期間のうち、昭和41年5月から46年3月までの期間（以下「申立期間②」という。）について、申立人は、A市B区に住民票を移した41年5月以降の国民年金保険料は、申立人の兄が納付していたと主張しているが、上記のとおり、申立人に係る加入手続は44年10月頃に行われたものと推認でき、申立内容と異なる上、当該時点では、申立期間②の一部は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の保険料を納付していたとするその兄に当時の状況を聴取したが、申立人の保険料を納付したことを裏付ける具体的な陳述は得られないため、当該期間における保険料の納付状況が不明である。

申立期間は74か月間と長期に及んでおり、これほどの期間にわたって行政機関において継続的に事務的過誤があったものとは考え難い上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から17年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から17年7月まで

私は、平成14年4月頃、A市役所で国民年金保険料の全額免除申請を行った。しかし、窓口の職員から免除に係る基準が変わったので、免除は承認されないと言われた。後日、友人から祖父母を扶養家族にすると免除承認されると聞いたので、再び市役所に行き、母親は無職で祖父母は病気がちのため私の扶養家族となっていることを伝えると、免除の承認は可能と言われたことから免除申請を行った。15年以降は、その年度の納付書が届いた後に、保険料額を見てから免除申請の手続きを行い、申立期間の保険料は、免除承認されていた。

最近になり、申立期間が未納期間であることを知ったが、納得できないので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金電算記録を見ると、平成14年4月18日に国民年金保険料の免除申請が行われ、当該申請については却下されたことをA市が15年3月に確認したとする記録があり、当該申請による保険料免除の承認は行われなかったものと考えられる。

また、A市では、免除の申請を受け付けた場合、電算記録に受付日を入力し、その記録を必ず残すとしているところ、申立期間について、平成14年4月18日の免除申請を除き記録が確認できないことから、15年以降は納付書が届いた後に免除申請を行ったとする主張と一致しない。

さらに、申立期間は連続した4年度に及び、この間の免除申請は3回行うこととなるが、複数回にわたって毎年同一人について事務過誤が生じたとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料について、免除されていたことを示す関連資料も無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から53年3月まで

私は、昭和52年12月に会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、その時期は正確に覚えていないが、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、加入後、かなり早い時期から口座振替により毎年度一括で前納していた。口座振替で保険料を納付するより前の期間である申立期間の保険料については、それをいつ、どのように納付したのか覚えていないが、加入手続を行って以降、保険料は漏れなく納付してきたという思いがある。

また、数年前、それまで未納とされていた昭和53年度及び54年度の国民年金保険料について、領収証書を提出したことで記録が訂正されたことがあり、その直前の申立期間についても記録に誤りがある可能性が高いと思われる。申立期間について、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年9月に払い出されていることが確認でき、申立人の加入手続はこの頃に行われたものと推認され、この時点において、申立期間は過年度納付期間となるが、申立人は国民年金保険料を過年度納付した記憶はないとしている。

また、オンライン記録によると、申立期間直前の厚生年金保険被保険者期間の記録は、平成18年10月26日に現在の基礎年金番号の記録に統合されている上、申立人の所持する年金手帳、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにおいても厚生年金保険への加入に伴う国民年金被保険者資格の得喪記録は確認できないことから、記録が統合されるまで、申立人が20歳となる昭和46年\*月から53年3月までの期間は、連続した未納期間として取り扱われていたものと推認される。この場合、申立期間の4か月のみ

に係る過年度納付書が発行されるためには、申立人自身が期間を限定して納付書の発行を依頼する必要があるが、申立人にはその記憶がない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、具体的な記憶はなく納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月から同年11月まで

私は、平成10年7月に会社を退職した後、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付方法が分からず、未加入のまま放置しておいたが、その後、同年11月頃に加入手続を行い、申立期間の保険料6万6,500円(1万3,300円×5か月)を納付書により、A市役所の窓口又は銀行でまとめて納めた記憶がある。また、同年12月以降の保険料は口座振替で納付していた。

年金記録を確認すると、まとめて納付した申立期間が未納期間となり納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年7月に退職後、同年11月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をまとめて納付した記憶があると主張している。

しかし、A市の収滞納一覧表によると、申立期間は未納期間である旨記録されていることが確認でき、オンライン記録の内容と一致しているなど、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を一括して納付した事情はうかがえない。

また、申立期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が促進されていることから、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書の控え等)は無く、ほかに申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月まで

私が昭和 51 年に結婚をした翌年の 52 年に、元夫が A 市役所で国民年金任意加入の手続をしてくれた。加入手続後は、私が毎月銀行の窓口で、市役所から送られてきたと思う納付書により国民年金保険料を納付してきた。

ところが、年金記録を確認したところ国民年金に加入以降、国民年金保険料の納付をやめたことも、国民年金の解約手続をしたこともないにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格の喪失届出を行った記憶はないとしているが、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿に「喪失申出書 57 年 5 月 15 日」、「喪失年月日 57 年 5 月 16 日」との記載があり、申立人に係る国民年金被保険者資格の喪失手続が、当時行われた事跡が確認できる上、資格喪失に係る記録は特殊台帳の記載内容とも一致している。

また、申立人は、国民年金保険料の納付については、金融機関の窓口で納付書により毎月納付していたと主張しているが、申立人の資格喪失手続が行われた昭和 57 年 5 月以降は、制度上、未加入期間となるために、当時の住所地である A 市では保険料徴収を行うことはない上、少なくとも昭和 58 年度以降は納付書を発行することはないため、申立人が保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から48年3月まで

昭和45年3月に夫が会社を退職し、自営業を始めた際に夫婦で話し合い、国民年金に加入することにした。加入手続については、はっきりとは覚えていないが、夫がしてくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、納付を開始してから1年後ぐらいに、社会保険事務所（当時）から、夫婦二人分の納付書が同封された封書が送られてきたので、夫がその納付書により、私の保険料も一緒に納めてくれたはずである。

申立期間について、夫が自身の国民年金保険料のみ納付したとは考えられず、私だけ未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区（現在は、C区）において、昭和49年1月に申立人の夫と連番で払い出されているところ、この手帳記号番号の払出当時は、第2回特例納付実施時期に当たっており、申立期間のうち、44年5月から46年12月までの国民年金保険料を特例納付し、また、47年1月から48年3月までの保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立人は、申立期間の保険料納付等に関与しておらず、具体的な納付状況は不明である。

また、申立人が主張するとおり、申立人の夫の特殊台帳を見ると、夫は、i) 昭和44年5月から46年12月までの国民年金保険料について、2回にわたり勸奨を受けたことにより、50年8月27日に特例納付していること、ii) 48年1月から同年3月までの保険料を、特例納付するより前の50年2月18日に過年度納付していること、iii) 47年1月から同年12月までの保険料も、正確

な日付は不明であるが、50年1月に過年度納付していることが確認できる。

しかし、当時のD県国民年金課による「昭和50年度特例納付実施要領」を見ると、強制加入被保険者で昭和13年1月1日以前に生まれた者のうち、時効消滅した国民年金保険料を納付しないと老齢年金の受給要件を満たすことができない被保険者全員に対し、納付書を送付し勧奨を実施するとされている。

このことを踏まえると、申立人の夫(昭和9年生まれ)は、国民年金加入以前に厚生年金保険の加入期間が172か月あり、60歳到達まで納付を続けることにより、年金受給資格を十分に確保できる状況にあったものの、国民年金手帳記号番号の払出時点において、既に39歳に達していたため、国民年金事務を所掌する行政側において、年金受給権を確保するためには過年度納付及び特例納付が必要であると判断されたことにより、特例納付の勧奨を受けた一方、申立人(昭和15年生まれ)の場合、手帳記号番号の払出時点においては34歳であったため、当該勧奨の対象とならなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その夫が夫婦二人分を一緒に納めたはずであると申し立てているものの、上記のとおり、申立人の夫は、自身の保険料について3回に分けて過年度納付又は特例納付しており、仮に、申立人の保険料についても、その夫と一緒に納付した場合、3回にわたって申立人についてのみ保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から53年9月まで

20歳になってしばらくした頃に、親の勧め及び知人の影響を受けて、自分自身で、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その場で1万円以内の国民年金保険料を納付した。その際、領収証書はもらわなかったが、国民年金手帳をもらったことを覚えている。

その後の国民年金保険料は、A市役所から送付された白色の縦長の納付書に現金を添えて、同市役所の窓口で納付したが、やはり領収証書はもらわなかったと思う。

申立期間の国民年金保険料の納付を示す資料は何も残っていないが、保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和56年5月11日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、特殊台帳を見ると、申立人は、昭和50年\*月\*日を国民年金被保険者資格の取得日とし、53年10月2日に資格を喪失し、その後、55年9月1日に資格を再取得していることが記載されており、また、特殊台帳の国民年金手帳発行日欄に国民年金手帳記号番号の払出日と同日の56年5月11日の押印が確認できるほか、55年9月から56年3月までの国民年金保険料について、一括して過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金被保険者資格の得喪記録を見ても、特殊台帳の記録と一致している。

これらのことを踏まえると、申立人は、昭和 56 年 5 月に、初めて国民年金の加入手続を行い、その際、53 年 10 月 2 日から勤務していた厚生年金保険適用事業所を 55 年 8 月末日で退職したことを申告したことにより、納付可能な同年 9 月から 56 年 3 月までの過年度保険料の納付書が発行されたものの、それより前の申立期間の国民年金保険料については、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間は 3 年 7 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難く、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月及び同年5月並びに同年6月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月及び同年5月  
② 昭和50年6月から同年11月まで

国民年金の加入については、国民年金制度が始まった当初は加入していなかったが、昭和39年頃、集金人が自宅に加入勧奨に来たので、夫婦一緒に手続を行ったはずである。

加入当初の国民年金保険料については、夫婦のどちらかが、自宅に来た集金人に納付していたが、いつの時期からかはっきりとは覚えていないが、その後は、送付されてきた納付書で納付していたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、その金額、納付書の内容及び納付方法等についてははっきりとは覚えていないが、多分、私が夫婦二人分を納付期限内に途切れることなく、きちんと納付していたはずである。

また、自分自身で区役所に出向くこともあったと思うが、自身の国民年金の種別変更手続を行った記憶はない。

申立期間①の国民年金保険料が未納、また、申立期間②が未加入期間となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録及び特殊台帳を見ると、申立人は、自身の国民年金被保険者資格について、申立期間に当たる昭和50年5月1日に強制加入から任意加入へと種別変更し、また、同年同月22日に資格を喪失した後、同年12月26日に再び資格を取得していることが確認でき、申立期間②は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

一方、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻に係るオンライン記録及び特殊台帳を見ても、昭和50年5月1日に厚生年金保険

被保険者資格の取得に伴い、国民年金被保険者資格を喪失しており、また、申立人の妻自身の保険料についても同年4月は未納となっている。

この点、申立人の妻は、「昭和50年4月途中にパート勤務を開始し、同年5月から厚生年金保険に加入してもらった。」と陳述していることを踏まえると、申立人は、その妻の厚生年金保険の加入を受け、自身の国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間①及びその妻の昭和50年4月の国民年金保険料については、いずれの期間とも国民年金の加入期間であったことから、納付することは可能であるものの、当時、申立人の住所地であるA市では、集金人の個別訪問による3か月単位での保険料収納が通例であったところ、仮にこれらの期間の保険料を夫婦一緒に納付していたとした場合、i) 申立人は2か月分のみ、妻は1か月分のみを納付したケース、ii) 夫婦共に、一旦、同年4月から同年6月までの3か月の保険料を納付した後、それぞれ、1か月分及び2か月分の保険料が還付されるケースが考えられるが、申立人及びその妻から、これらを裏付ける陳述は無く、また、特殊台帳を見ても保険料の還付等が行われた事跡も確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 12880 (事案 6617 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 16 日から 37 年 6 月 16 日まで  
② 昭和 37 年 6 月 19 日から 42 年 2 月 16 日まで  
③ 昭和 42 年 3 月 20 日から同年 9 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社、B社及びC社の3社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、年金記録の訂正を求めて年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、一連の事務処理に不自然さほうがえない等の理由により、記録の訂正は認められなかった。

前回の審議結果に納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失から約5か月後の昭和43年2月5日に支給決定されていること、ii) 申立人は、42年9月にC社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、60年6月まで厚生年金保険の加入歴が無い上、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は53年2月15日であることを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さほうがえないこと、iii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間である3回の厚生年金保険被保険者期間が同一の記号番号で管理されているが、申立期間後は別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然であること、iv)

脱退手当金支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 6 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「脱退手当金の請求手続はしておらず、受給した記憶はない。前回の審議結果に納得できない。」と申し立てしているところ、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づいて、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし明らかに不合理では無く、一応確からしいこと」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、これまでの判断の理由のとおり、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人自身も、「C社を退職後は、出産、育児が控えていたので、当分の間、再就職する意思はなかった。」旨陳述し、むしろ申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

なお、申立人は、「脱退手当金が支給されたとする昭和 43 年 2 月 5 日は、出産直後のため、脱退手当金を受給することはできないはずである。」旨陳述しているところ、脱退手当金の支払は「当地払」のみならず、請求者の居所・住所から受給に最も便利と認められる銀行又は郵便局で受領することができる「隔地払」が可能である上、隔地払いで振り出した小切手は 1 年間有効であり、脱退手当金の受給手続が、社会通念上、特別に煩雑なものではないことを踏まえると、脱退手当金の支給決定日が出産日に近接することをもって、受給ができなかったとまでは言えない。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 31 日から 6 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成 6 年末まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、担当者も分からない。」としており、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、A社に係るオンライン記録において、申立期間に被保険者記録が有り連絡先の判明した元従業員 42 人に照会し 21 人から回答を得たが、20 人は申立人を覚えておらず、1 人は、「申立人を覚えているが、申立期間に勤務していたかどうかまでは覚えていない。」と陳述していることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

さらに、申立人が、一緒に勤務したと記憶する元上司は、「申立人のことは覚えているが、勤務期間までは覚えていない。」と陳述している。

加えて、自身の厚生年金保険被保険者記録について、前述の回答の有った 21 人のうち 19 人から陳述があり、そのうち 14 人は自身の記録は正しいと陳述し、残り 5 人は分からないと陳述している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は平成 4 年 12 月 30 日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合している上、

申立人は、申立期間中の5年1月18日に求職の申込みを行っていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 3 日から 35 年 1 月 6 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。昭和 26 年に A 社に入社し、44 年に B 社を退社するまでの間、経営者及び社名は変わったが、C 市にあった同じ事業所で継続して勤務した。申立期間は D 社又は E 社という社名であったと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も、C 市にあった D 社又は E 社という社名の事業所で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てしているところ、D 社の元従業員及び E 社の事業主の子の陳述から判断して、申立人が、申立てに係る事業所に申立期間も継続して勤務していたことがうかがえる。

しかし、D 社は、昭和 32 年 3 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所ではない。

また、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄（昭和 30 年 11 月 14 日に資格を取得分）を見ると、昭和 31 年 7 月 3 日の資格喪失に伴い、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されたことを示す「証返」の押印が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

次に、E 社についてみると、同社の所在地は、C 市ではなく F 市内であり、また、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 1 月 4 日であり、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではない。

さらに、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間

に被保険者記録の有る元従業員 27 人に照会し 16 人から回答を得たが、そのうち 15 人は申立人を記憶していない上、同社は C 市内に事業所は無く、同市内の事業所で勤務したこともないとしている。

加えて、当該回答のあった 16 人のうち、唯一申立人を覚えているとしている前述の事業主の子は、「私は、E 社に勤務していたが、両親と同居していた C 市の自宅に隣接する事業所で、申立人が勤務していたことを覚えている。同事業所は、D 社が廃業したあと、父が事業を引き継いで、E 社とは別で経営していた。しかし、父が経営していたので、『G 事業所』と呼ばれていたかも知れない。」旨陳述している。

また、オンライン記録において、申立人が D 社で被保険者資格を喪失した昭和 31 年 7 月 3 日から同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 32 年 3 月 11 日までの間に被保険者資格を喪失した者は 89 人（申立人を除く。）確認できるところ、同社で被保険者資格を喪失後に、E 社において被保険者資格を取得している者は、同社事業主の知人 1 人を含め 2 人のみであることを踏まえると、同社が D 社の従業員を被保険者として承継したとは考え難い。

一方、申立期間の直後に申立人が被保険者資格を取得している B 社は、所在地が D 社と同一であり、事業主は E 社の事業主と同一人であるが、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同日の昭和 35 年 1 月 6 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、オンライン記録において、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった日に、同社で被保険者資格を取得している者は 62 人であり、そのうち申立人を含む 23 人は D 社で被保険者であったが、23 人全員が同社で被保険者資格を喪失後、B 社で被保険者資格を取得するまでの間、被保険者記録に空白期間が生じている。

このほか、D 社、E 社及び B 社は、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、事業所等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することはできず、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 9 月 5 日まで

ねんきん特別便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には、昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 9 月 5 日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかし、A社は、「当時の事業主は既に死亡しており、関連資料も無いため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することはできない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員のうち、連絡先の判明した者に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人がA社を紹介してもらったとする知人及び申立期間当時に仕事上で付き合いがあったとする者は、いずれも連絡先が不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等の状況を確認することもできない。

加えて、申立期間②については、前述の被保険者名簿には、申立人の資格喪失に伴い健康保険被保険者証が返納されたことを表す「証返」の押印が確認でき、同名簿の記録に遡及訂正等の不自然な点も見られない。

なお、申立人は、申立期間①当時に撮影されたとする写真並びに昭和43年6月3日及び同年9月4日に記載された日記を提出しているものの、これらの提出資料をもって、直ちに、申立人が申立期間にA社に勤務していたとは認められず、また、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとまで推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 13 日から 40 年 11 月 25 日まで  
② 昭和 40 年 11 月 25 日から 41 年 11 月 21 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社及びB社（現在は、両社共にC社）に勤務した期間の標準報酬月額が給与額より低く記録されていることが分かった。入社した月の給与額はもう少し高く設定されていたはずであり、その後の報酬月額も低く届け出られていると考えられるので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社に勤務した申立期間の標準報酬月額について、入社した月の給与額は記録より高く設定されていたはずであり、その後の報酬月額も低く届け出られていると考えられると申し立てている。

しかし、C社及びD健康保険組合は、「申立期間当時の関連資料を保存していないため、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額は確認できない。」としており、また、元従業員が記憶しているA社及びB社の社会保険事務担当者並びに責任者は死亡しているため、これらの者から、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額を確認することもできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶しており、A社において申立人と同日に被保険者資格を取得している元同僚の標準報酬月額は、昭和 37 年 7 月の資格取得時から 40 年 9 月まで、申立人の標準報酬月額と同額である。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時に、A社又はB社において被保険者記録の確認できる元従業員に照会し、6人から回答を得たところ、そのうちの一人は、「自身の標準報酬月額の記録は間違いないと思う。当時の初任

給は、大卒が1万4,000円、高卒は1万円ぐらいであった。年齢による差はあったと思うが、2歳ないし3歳ぐらいの年齢差では給与額に差はなかったと思う。」旨陳述しており、ほかの一人も、「自身の標準報酬月額の記事に問題はない。」と陳述している。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立人に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 54 年 11 月 1 日まで  
私の妻の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所 (当時) に照会したところ、A 市にあった B 社で勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが分かった。妻は同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立期間のうち、昭和 52 年 6 月 6 日から 54 年 2 月 20 日までの期間について、申立人が B 社で勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 10 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B 社は、平成 19 年 12 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、申立期間より後に代表取締役となっていることが商業登記の記録により確認できる者に照会したが、同人は、「申立期間当時の資料が残っていないので、当時の状況は分からない。」と回答しており、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、申立人の夫は、申立人の同僚一人の名字を挙げているものの、その連絡先は不明であるため、同人から申立期間における保険料控除等の状況を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで  
② 平成 7 年 6 月 26 日から 8 年 2 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間①については、A社には昭和 63 年 3 月 31 日までB業務を担当する正社員として勤務していたのに、同社における資格喪失日が 61 年 4 月 1 日となっている。申立期間②については、C社には平成 7 年 6 月 26 日からD業務担当の正社員として勤務していたのに、同社における資格取得日が 8 年 2 月 1 日となっている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社提出の賃金台帳から、申立人が、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「申立人を昭和 61 年 3 月 31 日付けで一旦解雇し、同年 4 月から同年 10 月まではアルバイトとして雇っていた。アルバイトであった期間は、厚生年金保険に加入させていない。」としているところ、前述の賃金台帳を見ると、申立人が厚生年金保険被保険者として記録されている昭和 61 年 3 月までは、給与から保険料が控除され、給与計算方法は月給制であるが、同年 4 月から同年 10 月までは、保険料は控除されていない上、給与計算方法は日給制に変わっていることが確認できる。

また、A社提出の同社の全被保険者に係る昭和 61 年度健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を見ても、申立人の氏名は記載されていない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が

昭和 61 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失したことに伴って、健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返却されたことを示す「返」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

加えて、申立期間のうち、昭和 61 年 11 月 1 日から 63 年 4 月 1 日までの期間については、A 社は、「申立人は、昭和 61 年 11 月以降は当社に勤務していない。」としており、前述の賃金台帳を見ても、61 年 11 月以降に申立人の記録は確認できない上、オンライン記録において、当該期間に同社における被保険者記録が確認できる唯一の同僚に照会したが、同人から申立人の当該期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

次に、申立期間②について、雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から、申立人が申立期間も C 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、C 社は、「代表者が変更したこともあり、申立期間当時の資料は保存しておらず、保険料控除の状況等は不明である。」としている。

また、申立期間当時の事業主は、「申立期間当時、雇用保険には従業員を勤務開始と同時に加入させていたが、厚生年金保険については、試用期間経過後に希望があれば加入させていた。加入させるまでは、給与から保険料を控除することはなかった。」旨陳述しているところ、申立期間に C 社における被保険者記録がある複数の元従業員も、「C 社では試用期間があり、原則として試用期間中は厚生年金保険に加入させてもらえず、試用期間経過後に希望を聞かれて厚生年金保険に加入した。加入するまで、給与から保険料は控除されていなかったと思う。」と陳述しており、これらの元従業員の厚生年金保険の加入時期をみても、いずれの者も雇用保険被保険者資格の取得日より数か月後になっていることから、申立期間当時、同社では必ずしも全ての従業員を、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月1日から28年2月18日まで  
② 昭和28年11月1日から30年8月29日まで

A社及びB社に勤務していた期間（申立期間①及び②）については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、私は脱退手当金を請求も受給もしていない。申立期間に係る脱退手当金は、B社を退職後、約2年もたってから支給されたことになっているし、支給決定日より前に脱退手当金の計算の基礎から漏れている被保険者期間もあり、不自然である。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金の支給記録が保険給付欄に記載されており、その内容に不自然な点は見当たらない。

また、上記旧台帳の備考欄には、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号が、A社に係る記号番号に統合され、取り消されたことが記載されている上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも当該取消し処理が記録されており、申立人の同社での被保険者期間が、脱退手当金の受給要件である24か月に満たない21か月であることを踏まえると、同社での被保険者期間とA社での被保険者期間を合わせて脱退手当金の請求手続がなされた結果、当該取消し処理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が申立期間に

係る脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間及び申立期間と脱退手当金支給決定日の間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別の記号番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 20 日から 42 年 8 月 31 日まで  
② 昭和 42 年 9 月 12 日から 46 年 7 月 21 日まで

A社及びB社で勤務していた期間(それぞれ申立期間①及び②)については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、私は脱退手当金を受け取っていないため、これまでに2回、年金記録の訂正を年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高い等として、申立ては認められなかった。

その後、C年金事務所の職員が、「当時、事業所から代理で提出された脱退手当金裁定請求書を、委任状も無く受理していたこと及び支払をしてしまったことについて申し訳ない。脱退手当金の送金先となっているD郵便局に当時の資料が残っておらず、誰が申立期間に係る脱退手当金を受給したのか不明のため、再度第三者委員会に申立てをしなさい。」と言ってくれたことから、再度申立てを行う。

改めて審議の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和46年10月8日に支給決定されている、ii) 申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、同年8月9日にF社会保険事務所(当時)で受け付けられていることが確認でき、同請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、B社のゴム印が押されており、申立人と同時期に資格を喪失した同僚3人の脱退手当金裁定請求書を見ても、同様に同社のゴム印が確認できることを踏まえると、申立人の委

任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる、  
iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手  
当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手  
当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはないか  
がえない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月2日付けで年  
金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、B社に代理請求を依頼した記憶はなく、年金事務  
所に私の脱退手当金の請求に係る委任状が保管されていないことから、事業主  
が代理請求したとは考えられないとして、当該第三者委員会に再度申し立てた  
が、日本年金機構E事務センターは、委任状の取扱いについて、「事業主によ  
る代理請求の場合、裁定請求書に委任状を添付するのが原則であるが、当時、  
この取扱いが徹底されていたかどうかについては、当時の資料が残っていない  
ため不明である。」としており、委任状が残っていないことをもって、事業主  
による代理請求はなかったと認めることはできないとして、既に当委員会の決  
定に基づき、平成23年6月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通  
知が行われている。

今回、申立人は、「C年金事務所の職員が、『当時、事業所から代理で提出さ  
れた脱退手当金裁定請求書を、委任状も無く受理していたこと及び支払をして  
しまったことについて申し訳ない。脱退手当金の送金先となっているD郵便局  
に当時の資料が残っておらず、誰が申立期間に係る脱退手当金を受給したのか  
不明のため、再度第三者委員会に申立てをしなさい。』と言ってくれた。」とし  
て、再度申し立てている。

しかし、D郵便局に当時の関係資料が残っていないことをもって、申立人が  
申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを認めることはできず、申立  
人からも新たな資料等の提出は無く、申立人の主張及びこれまでの資料を改め  
て検討しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ  
とから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認める  
ことはできない。

## 大阪厚生年金 事案 12889 (事案 11929 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月 7 日から 49 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 2 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した申立期間①及びC社(現在は、B社)に勤務した申立期間②に係る標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっていることが分かった。

それで、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、申立期間の厚生年金保険料の控除額が確認できない等の理由で申立ては認められなかった。

今回、申立期間のうちの一部期間に係る社会保険料控除額が確認できる「昭和 49 年度市民税・県民税の特別徴収税額の納税者への通知書(写し)」を提出するので、申立期間①及び②の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、B社が保管する「従業員名簿」及び申立人が保管する「採用内定通知書」によると、いずれもオンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額となっているものの、どの資料においても、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことを確認することはできない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 9 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認



められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を示す資料として、新たに「昭和 49 年度市民税・県民税の特別徴収税額の納税者への通知書（写し）」を提出しているところ、当該通知書（写し）に記載の社会保険料額により算出される厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を下回っており、特例法の対象に当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 6 年 1 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社において厚生年金保険に加入していた申立期間の標準報酬月額が15万円と記録されていることが分かった。同社に入社後、約1年間のアルバイトを経て正社員となってからは、申立期間を含め平成13年6月に退職するまで、一貫して手取額は25万円の変動はなかったため、税及び社会保険料等の控除前の総支給額は28万円程度はあったと思う。申立期間について、総支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に入社後、約1年間のアルバイトを経て正社員となってからは、申立期間を含め平成13年6月に退職するまで、一貫して手取額は25万円の変動はなかったため、税及び社会保険料等の控除前の総支給額は28万円程度はあったと思う。」と陳述しているところ、申立人の同社離職に伴う雇用保険の加入記録を見ると、退職前6か月の平均月収は24万4,980円であったことが確認できる。

しかし、A社は平成8年12月に解散していることが同社に係る商業登記により確認でき、元役員で元事業主の妻は、「A社に係る資料等は保管しておらず、事業主であり事務担当者であった夫は既に死亡しているため、申立人の申立期間における標準報酬月額の届出及び保険料控除について確認できない。自身はA社の経営には一切関与していないため、何も分からない。」旨陳述している。

また、A社の元従業員4人全員に照会を行ったところ、回答があった1人は、「申立人をA社に紹介したのは自身であるが、申立人の報酬月額等の雇用条件

については関与しておらず、事業主しか知り得ない。自身の標準報酬月額の記事は、特に不自然な記録ではない。」と陳述している。

さらに、申立人は、A社が会計業務を依頼していた税務会計事務所の名称を記憶しているところ、当該税務会計事務所は既に廃業しており、担当税理士も所在不明のため、申立人の申立期間における保険料控除額等について、照会することはできない。

加えて、オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額が遡って減額訂正された事跡はなく、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない上、申立人は、申立期間の給与支払明細書等の保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、このほかに、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年頃から 38 年頃までの間の数か月間  
私は、20 代半ば頃に、A 社（現在は、B 社）の C 市内の営業所に勤務していた。正確な期間は記憶していないが、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 代半ば頃に、C 市内にあった A 社の営業所に勤務していた。」と申し立てている。

しかしながら、申立人は、A 社に勤務した期間及び勤務地を明確には記憶していない上、同社は、「申立期間のうち、昭和 30 年代前半の資料は保管しておらず、同年代後半の人事記録等の資料は保管しているものの、申立人の名前は確認できない。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録の有る者 67 人を抽出し、所在の判明した 38 人に事情照会したところ、31 人から回答が得られた。そのうち、17 人は同社の C 市内の各営業所に勤務していたとしており、うち 1 人の同僚は、「申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間は分からない。」旨陳述している上、申立人も同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての具体的な陳述を得ることができない。

さらに、上記の被保険者名簿及び被保険者原票において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載に不自然な点もうかがえない上、

オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 25 日から 45 年 4 月 10 日まで  
② 平成 5 年 7 月 27 日から 6 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社で、申立期間②はB社で勤務したので、これら申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人は、「前の会社を退職後、期間を空けずにA社に入社し、厚生年金保険料も最初の給料から毎月天引きされていた。」と申し立てている。

しかしながら、A社は、平成 5 年 7 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡し、その妻及び取締役であった子も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る同僚 14 人のうち、所在の判明した 11 人に事情照会し、6 人から回答を得たところ、そのうち 1 人は、「私は、昭和 44 年の秋ないし冬頃に入社した。申立人は、その半年ぐらい後にC市にあった事業所が閉鎖になり、人手が足りなくなった時に入社したと記憶している。」旨陳述し、別の同僚は、「当該陳述をした同僚は、申立人より先に入社した。」旨陳述している上、その他の 4 人の同僚は申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について推認できる陳述は得られない。

さらに、雇用保険の加入記録及びD健康保険組合提出のA社に係る「健康

保険被保険者名簿」において、申立人の同社における被保険者資格の取得日の記録は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A社の倒産後、期間を空けずにB社で勤務した。厚生年金保険料も最初の給料から毎月天引きされていた。」と申し立てしているところ、雇用保険の加入記録によると、資格取得日は平成5年10月20日、離職日は14年4月26日であり、申立期間のうち、当該資格取得日以降の期間について、B社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間のうち、平成5年7月27日から同年10月19日までの期間について、雇用保険受給資格者証の記録によると、同年8月3日から同年10月19日までの期間に係る基本手当の受給及び同年10月20日就職による再就職手当の受給が確認できることから判断して、申立人が当該期間において、B社に勤務していたことを認めることはできない。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成6年11月1日であり、申立人の同社における被保険者資格の取得日と一致している上、同社の事業主は、「会社が厚生年金保険に加入する前の期間については、申立人の給料から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している。

さらに、B社に係るオンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した記録の有る同僚3人のうち、連絡先が判明した2人に事情照会したが回答が得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

加えて、D健康保険組合提出の任意継続被保険者台帳における申立人の加入記録は、平成5年7月27日から6年11月1日までと申立期間と一致していることが確認できる上、上記名簿には、「E番号(申立人の、B社における健康保険被保険者証の整理番号)平成6年11月1日取得」の記載があり、B社において、申立人が同日付けで健康保険に加入したことにより、A社に係る健康保険任意継続の資格喪失手続きが行われたことがうかがえる。

- 3 このほか、申立人の申立期間における、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 62 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで

日本年金機構から送付されたねんきん定期便を見ると、申立期間の標準報酬月額の記録がおかしいことが分かった。

申立期間①及び②は、A社に勤務していたが、申立期間①については、34万円から32万円に2万円減額され、申立期間②については、41万円から32万円に9万円の大幅減額がされている。

また、申立期間③は、A社が合併によりB社となった直後の期間に当たるが、標準報酬月額が昭和61年9月頃の41万円に回復したのは、平成元年10月となっており、回復が非常に遅い。

申立期間当時、企業業績は順調であり、定期昇給も確実に実行されていたため、申立期間の給与が前期間より低額となる理由は見当たらない。

申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、勤務していたA社及びB社の企業業績は順調であり、定期昇給も確実に行われていたため、申立期間に係る標準報酬月額が前期間よりも低額となることはあり得ないとして申し立てしているところ、申立人に係る標準報酬月額を見ると、申立期間①は2万円（1等級）、申立期間②は9万円（4等級）、それぞれ前期間と比較すると減額されており、同社が合併によりB社となった直後の期間である申立期間③については、申立期間②の前期間と比較すると低額となっていることが確認できる。

しかしながら、A社において、昭和33年から39年まで（申立人のA社にお



ける厚生年金保険被保険者資格の取得日である昭和36年3月10日のおおむね前後3年以内)に厚生年金保険被保険者資格を取得した者について、申立期間における標準報酬月額を調査したところ、申立期間①については、被保険者記録の有る116人中40人、申立期間②については、113人中73人、申立期間③については、107人中36人が減額されており、そのうち申立期間②については、申立人と同程度(4等級)の減額が行われている者が13人いることが確認できる。

また、B社から提出された申立人に係る平成元年4月分から同年9月分までの「給与台帳」及び申立人陳述により、申立期間当時、申立人は、時間外手当が支給される給与形態であったことが確認できる。ところ、A社及びB社において、申立期間に被保険者記録の有る者のうち38人に事情照会し、回答があった17人のうち2人は、「申立期間①及び②当時は不況期であり、時間外労働時間が減少したため、申立人と同程度の標準報酬月額の低下は有り得た。」旨陳述しており、そのほかにも申立期間①については5人が、申立期間②については7人が、いずれも時間外労働時間が減少した旨陳述している。

さらに、上述の元同僚のうち一人が所持していた「社史」を見ると、申立期間①及び②当時、A社は利益が大幅に減少していたことが確認できる。

加えて、申立人と同じく、申立期間①及び②に標準報酬月額が減額されている元同僚一人の所持する申立期間①、②及び③に係る給与明細書を見ると、i)記載されている厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していること、ii)申立期間②の算定対象期間である昭和61年5月分から同年7月分までの給与は、時間外手当が大幅に減少していることが確認できる。

また、申立期間③については、C厚生年金基金から提出された「加入員台帳」により、同基金に記録されている標準報酬月額が、現在のオンライン記録と一致していることが確認できる上、上述の「給与台帳」を見ると、平成元年4月分から同年9月分までの給与については、保険料控除額に相当する標準報酬月額がオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 2 月 6 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、同社が経営するC事業所に昭和 36 年 1 月から 37 年 5 月末までB業務従事者として勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚の陳述から、入社時期は特定できないものの、申立人は、申立期間の一部において同社が経営するC事業所にB業務従事者として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立人が記憶する同職種の同僚8人のうち2人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 25 年10月1日から申立人が同社を退職したとする37年5月末日までの期間において被保険者記録が確認できない上、残りの6人は、申立人の被保険者資格の取得日と同じ日の36年12月1日に資格を取得していることが確認できる。

また、A社に係る前述の被保険者名簿から、申立人及び前述の6人が被保険者資格を取得した昭和36年12月1日に127人が被保険者資格を取得しており、同社での被保険者数は、同年11月30日時点の34人から大幅に増加していることが確認できるところ、前述の6人のうち、同社が経営するC事業所に34年11月頃及び36年4月頃からB業務従事者として勤務していたとする2人は、「A社が経営する複数の営業所に勤務する従業員のうち、B業務従事者及びD

業務従事者等は、同年12月1日まで厚生年金保険に加入しておらず、同年12月1日に従業員全員が厚生年金保険に加入するようになった。」旨回答している。

さらに、前述の127人のうち、所在が判明した40人に照会したところ、自身の入社日を覚えている旨回答した20人のうちの13人は、昭和36年12月1日より前からA社が経営する事業所にB業務従事者及びD業務従事者として勤務していた旨回答している。

加えて、A社は、平成14年12月4日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等を確認できない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間②について、A社に係る前述の被保険者名簿から、申立人が同社に勤務したとする昭和36年1月1日から37年5月末までの期間に被保険者記録が確認できる元従業員のうち、所在が確認できた55人（前述の40人を含む。）に照会したところ、回答が得られた32人のうち、申立人のことを覚えているとする6人（申立人が記憶する3人を含む。）は、「A社が経営する事業所で、申立人と一緒にB業務従事者として勤務していたことは覚えているが、申立人の退職日までは分からない。」旨回答している。

また、当該6人のうちの5人は、「申立期間当時のA社では、従業員の退職日と厚生年金保険被保険者資格の喪失日を整合させていたと思う。」旨回答している。

さらに、A社は、既に適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡しているため、同社等から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。